

# 中小企業の資金繰りを支援します。

県融資制度を活用して、事業の円滑化を図ろう！



県融資制度は、県内の中小企業者、協同組合等向けの融資制度です。県、金融機関、県信用保証協会等の関係機関が一体となって中小企業の事業活動に必要な資金を融資することで資金調達の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与することを目的としています。

現在、県融資制度には、融資の目的に応じて短期運転資金、小規模企業対策資金など13資金があります。(左ページ参照)  
融資の対象は、県内において、1年以上同一事業を営む中小企業などで、資金によって各々の要件が定められています(ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融、保険業、遊興娯楽等の一部業種は対象となりません)。  
また、融資は原則、沖縄県信用保証協会の保証付きとなりますが、保証料の一部については県の補助が適用され、融資を受ける方の負担が軽減されます。

その他、雇用の拡大や経営革新、事業多角化等を促進するため、雇用創出促進資金、ベンチャー支援資金及び新事業分野進出資金に対する



る利子補給制度を実施しています。上記に加え、平成27年度は、長期資金の利子引き下げや短期運転資金の融資限度額の拡大など、制度の拡充を図っています。

## 沖縄県融資制度利用一覧

こんな方に	この資金が利用できます	主な融資対象者
開業したい	創業者支援資金	独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者
雇用を増やしたい	雇用創出促進資金 (利子補給制度あり)	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等
売上減少、原油・原材料の高騰、災害に見舞われた	中小企業セーフティネット資金	売上の減少、原油・原材料等の高騰により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等 ※知事が認定する災害からの復旧を行う者
小規模事業者向けの事業資金を借りたい	小規模企業対策資金	一般貸付 従業員20人以下の企業(商業、サービス業は5人以下※例外あり)
		特別小口貸付 上記企業で、中小企業信用保険法に規定する特別小口保険に該当する者(無担保・無保証人制度適用)
	小口零細企業資金	従業員20人以下の企業(商業、サービス業は5人以下※例外あり)
事業転換・多角化をしたい	新事業分野進出資金 (利子補給制度あり)	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等
既往借入金を借り換えたい	資金繰り円滑化借換資金	4分の1以上償還した保証協会の保証付き融資を借り換える者
一般的な事業資金を借りたい	経営振興資金	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等
短期のつなぎ資金を借りたい	短期運転資金	県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者 ※融資限度額を5,000万円に拡大
事業再生のための資金を借りたい	中小企業再生支援資金	沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生に取り組む者 ※国の経営改善サポート保証適用
地域産業の振興に積極的に取り組みたい	産業振興資金	オキナワ型産業振興貸付 健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、環境関連産業、観光産業を営む中小企業者、協同組合等
		企業立地推進貸付 国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等
ベンチャー、経営革新に取り組みたい	ベンチャー支援資金 (利子補給制度あり)	ベンチャービジネスを展開する中小企業者 ※経営革新の承認を受けた者
協同組合等向けの事業資金を借りたい	組織強化育成資金	商工業関係組合及び構成企業

平成27年10月から沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)が一部資金の取扱を開始する予定です。

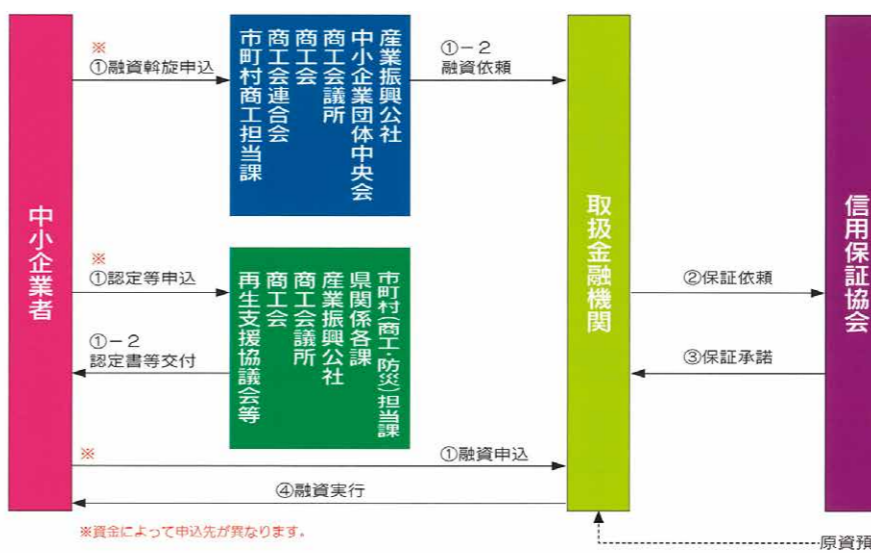
お問い合わせ 県中小企業支援課 電話:098-866-2343 FAX:098-861-4661

沖縄県ホームページからも確認できます

沖縄県融資制度

検索

### 県融資制度のフロー図



県

